

平成 27 年 7 月 21 日
令和 3 年 10 月 15 日改正

入札及び契約における注意事項（リース）

西宮市契約管理課

1. 契約書について

本市の定める契約書で契約します。入札前に必ず記載内容を確認しておいてください。本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報 > 入札・契約 > 入札・契約に関する規則・要綱・基準等 > 契約書（契約約款）・特約・誓約書」でご覧いただけます。なお、ポータルサイトに「債務負担行為の設定：有」と記載されている場合、当該契約には賃貸借契約書（長期継続契約）第 28 条は適用せず、契約書にはその旨を記載して契約します。

2. 入札書に押印する印鑑について

紙で入札書を提出する場合、入札書に押印する印鑑（以下、「使用印鑑」とする）は、競争入札参加資格審査申請書の「様式 2－1 契約時に使用する印鑑」欄に押印されているものとします。ただし、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に使用印鑑届を添付して提出した場合は、そちらに押印されているものを使用印鑑とします。使用印鑑が入札書に押印されていない場合、無効な札とみなします。

3. 入札金額について

入札金額は、賃借期間の総額を入力又は記入してください。

4. 2 者以上の応札がない場合の取り扱いについて

指名競争入札の場合、初度入札で 2 者以上の応札がなければ、入札を取止めします。

5. 著しく低い金額での入札について

予定価格の 20% に相当する額以下で行った入札は、桁間違いの錯誤とみなし無効とします。

6. 契約締結日について

落札決定日の翌開庁日を契約締結日として書類一式をお渡ししますが、ご都合が悪い場合は、双方で協議して契約締結日を定めることとします。ご希望の場合は、落札決定後に契約管理課の担当者に申し出てください。

7. 指名停止措置について

落札決定までの間に、入札に参加した者が西宮市指名停止基準に基づく指名停止を受けたときは、その者の入札を無効とします。

8. 落札決定後に入札参加資格条件を満たさなくなった等の取扱いについて

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格条件を満たさなくなったことにより、又

は落札者が契約の履行に関し必要となる許可等の取り消し処分若しくは営業停止処分等を受けたことにより、契約の目的を達成する見込みがないと認められる場合は、契約を締結しません。この場合、市は一切の損害賠償の責任は負いません。

9. 契約保証金について

契約保証金の納付が必要である旨の記載がある案件について、契約金額が 200 万円以上の契約を締結する際には契約保証金の納付が必要となります。ただし、契約金額が 5,000 万円未満の契約については西宮市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号を適用し、免除する場合があります。契約保証金の納付が必要な場合は、開札終了後に市の担当者が落札者に電話で契約保証金の納付方法（現金・小切手・履行保証保険等）をお聞きしますので、あらかじめ決めておいてください。なお、市の担当者は、開札日のすべての入札案件を処理した後、順次連絡をいたします。落札決定した直後に電話でご連絡をいただいても、市の担当者が別案件の開札執行中であつた場合は、電話対応できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

（参考）西宮市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号

前々年度及び前年度において、市と当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者が契約する場合であつて、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10. 契約保証金の小切手納付について

三井住友銀行の西宮支店以外の小切手で、金額が高額の場合や手形交換所が遠方の場合、取り扱いできない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

11. 暴力団排除に関する誓約書について

「西宮市暴力団排除の推進に関する条例」及び「西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱」に基づき、契約金額が 200 万円を超える契約を締結するときは、自身が暴力団等に該当しないことなどについての誓約書を提出していただきます。対象となる案件の場合は、契約書をお渡しする際に誓約書もお渡ししますので、契約書・契約関係書類と併せて提出してください。

12. 仕様書等の内容の質疑について

仕様書等の内容についての質問がある場合は、ポータルサイト上の「質問・回答書用紙」をダウンロードし、質問期限までに西宮市契約管理課まで、提出してください。質問期限、提出方法、回答の公開方法等の詳細については「質問・回答書用紙」に記載されているので、確認してください。

以上